

令和5年度 職員採用試験案内

令和5年11月6日

徳島県市町村総合事務組合

- ・ 申込受付期間 令和5年11月6日（月）～11月24日（金）
 - ・ 第1次試験日 令和5年12月10日（日）
- (1) 郵便による申込みは、11月24日までに到着したものに限り受け付けます。
(2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務	高等学校卒業程度	若干名	徳島県市町村総合事務組合において、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度 昭和62年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

○「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 徳島県市町村総合事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とする者以外)

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和5年12月10日(日) (1) 開場時間 9時00分 (2) 試験時間 9時30分から 11時45分まで	ホテル千秋閣 (徳島市幸町3丁目55番地) 受験者並びに送迎車の駐車場はありません。公共交通機関を御利用ください。
第2次試験	令和6年1月(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験	9時30分から 10時45分まで	(択一式。高卒程度の内容の教養試験)
	適性検査	10時55分から 11時45分まで	(択一式。性格や職場への適応性検査)

第1次試験合格者に対して、第2次試験を次のとおり行います。

区分	試験種目	方法及び内容
第2次試験	口述試験	主として人柄、性格等をみる試験で、個別面接により行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙 **(郵送による請求又はダウンロードを推奨します。)**

- ア 申込用紙は、郵送による請求又は当組合ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、当組合総務課にて配布しています。
- イ 郵送により請求する場合は、封筒の表に「**職員試験請求**」と**朱書き**し、返送先を明記し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封してください。

(2) 受験申込先

徳島県市町村総合事務組合 総務課 宛
〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目55番地 自治会館4階

(3) 提出方法 **(郵送による提出を推奨します。)**

- ア 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込**」と**朱書き**し、必ず「**一般書留郵便**」により(2)の宛先まで送付してください。この場合、**申込書裏面の郵便はがきに返送先を記入し、63円切手を貼ってください。**
- イ 持参する場合は、申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

(4) 提出書類

職員採用試験受験申込書 1部（所定の申込用紙を使用すること。）

(5) 受験票

- ア 受験票は申込みを受理した後、後日郵送します。
- イ 12月5日までに到着しない場合は、当組合（TEL088-621-3401）へ連絡してください。
- ウ **受験票の写真は申込みの際に貼ってはいけません。**申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、**試験当日に必ず持参してください。**

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和5年12月下旬に当組合掲示板及びホームページに公告するとともに、合格者に文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和6年1月以降に当組合掲示板及びホームページに公告するとともに、合格に関わらず、文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その内から採用予定者が決定されます。従って、合格者全員が採用されるとは限りません。
- (2) 原則として令和6年4月1日以降の採用となります。
- (3) 採用された場合の給与は、本組合の「職員の給与に関する条例（昭和54年組合条例第14号）」に基づき支給されます。

8 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、当組合（Tel088-621-3401）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は、光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを試験当日必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) 自然災害等により、試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに当組合のホームページでお知らせします。

○ 当組合ホームページ

<https://tva.e-tokushima.or.jp/sougoujimu/notice/>

